

## 館 林 市

## 空き家除却助成金

良好で快適な生活環境の形成を図るため、防災・防犯上危険な空き家を除却するかに、  
空き家除却に要する費用の一部を助成します。

※助成金の交付申請手続きには、職員による現地調査等も含まれるため時間を要します。  
助成金の交付を希望されるかたは事前に建築課までご相談ください。

## 交付対象となる空き家

- ・市内に所在し、**昭和56年5月31日以前**に建築されたもの。
- ・一戸建ての『専用住宅』もしくは『併用住宅（居住用の床面積が延べ面積の1/2以上のもの）』  
または『長屋』で、自己の居住の用に供していたもの。
- ・申請日時点において過去1年以上居住その他の使用がされていない住宅。
- ・市職員が行う現地調査により『**不良住宅**』または『**準不良住宅**』と判定されたもの。



## 交付対象者

- ・空き家の所有者等、その相続人またはそれらのかたから除却の同意を得たかた。
- ・申請者とその世帯全員が市税を滞納していないかた。
- ・過去にこの助成金の交付を受けていないかた。

【※注意】 法人、暴力団員またはそれらの者と関係を有するかたは交付対象となりません。

## 交付対象となる工事

- ・空き家の全部（長屋にあっては、同一棟全ての住戸）を除却する工事
- ・解体工事を施工することができる建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けた事業者で、市内に本社、本店もしくは営業の拠点となる事業所を有する法人または市内に事業所を有する個人事業主による工事

【※注意】 以下に該当する工事及び費用は交付対象となりません。

- ・交付決定日前に契約し、着手した工事
- ・公共事業の補償対象となっている空き家を除却する工事
- ・物置、門扉、塀、植栽、家財道具等の撤去と運搬および処分費用

## 助成金額



交付対象工事に要する費用の1/2 かつ

**不良住宅：60万円**（上限）

**準不良住宅：20万円**（上限）

※受付は先着順となります。また、予算に限りがありますので、  
除却を検討されているかたはお早めにご相談ください。

## 申請から交付までのながれ

- (1) 交付申請書の提出、書類審査及び現地確認
- (2) 交付決定通知後、施工業者と契約のうえ工事に着手。
- (3) 工事完了報告書の提出
- (4) 助成金の請求
- (5) 助成金の交付

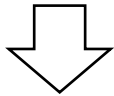
## 手続きの手順

■ …申請者  
(手順①②⑤⑥⑧)

□ …市  
(手順③④⑦⑨)

### ① 相談 申請書配布

- ・事前に建築課へご相談ください。
- ・申請に必要な書類は、市ホームページ又は建築課窓口で取得できます。



### ② 交付申請

- ・下の枠内の書類を揃えて、建築課へ直接提出してください。

#### 【交付申請に必要な書類】

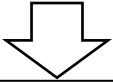
##### ① 館林市空き家除却助成金交付申請書（別記様式第1号）

##### ② 添付書類

- 1 空き家の位置図及び現況写真
- 2 交付対象工事に要する費用に係る見積書又は明細書の写し
- 3 空き家の登記事項証明書  
※未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知書の写し等
- 4 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明できる書類
- 5 居住その他の使用が過去1年以上されていないことを証明する書類
- 6 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）

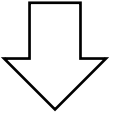
#### 【該当する場合のみ】

- 共有に係る空き家の場合は、共有者の当該空き家の除却に係る同意書（別記様式第3号）及び印鑑登録証明書
- 遺産分割前の遺産共有に係る空き家の場合は、共同相続人の当該空き家の除却に係る同意書（別記様式第3号）、印鑑登録証明書及び戸籍謄本
- 長屋を除却する場合は、申請者以外の住戸の区分所有者の当該長屋の除却に係る同意書（別記様式第3号）及び印鑑登録証明書
- 当該空き家の所有者等から当該空き家の除却について同意を得た者が申請者である場合は、空き家の所有者等の当該空き家の除却に係る同意書（別記様式第3号）及び印鑑登録証明書
- 当該空き家の所有者等の相続人から当該空き家の除却について同意を得た者が申請者である場合は、空き家の所有者等の相続人の当該空き家の除却に係る同意書（別記様式第3号）、印鑑登録証明書及び戸籍謄本
- その他市長が必要と認める書類



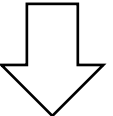
③ 書類審査等

- 書類審査および職員が現地調査を実施します。



④ 助成金  
交付決定

- 館林市空き家除却助成金交付決定通知書を発行します。



⑤ 工事契約

交付決定通知受領後、施工業者と契約してください。

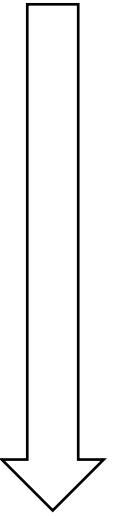
**※注意** 交付決定日前に契約すると助成金を受けられなくなります。

⑥ 交付対象  
工事完了報告

- 交付対象工事の完了日から起算して1か月を経過した日または交付決定年度の1月末日のいずれか早い日までに下の枠内の書類を揃えて、建築課へ直接提出してください。

**【工事完了報告に必要な書類】**

- ① 館林市空き家除却助成金工事完了報告書（別記様式第12号）
- ② 添付書類
  - 1 交付対象工事の請負契約書の写し
  - 2 交付対象工事に要する費用に係る領収書等の写し
  - 3 交付対象工事の着手前と完了後の写真
  - 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（E票）の写し
  - 5 建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し
  - 6 交付対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に該当する工事である場合は、同法第10条第1項による届出を行ったことを証する書類の写し
  - 7 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



⑦ 助成金額の  
確定

- 提出書類の審査後、館林市空き家除却助成金額確定通知書を発行します。



⑧ 助成金の  
請求

- 館林市空き家除却助成金請求書（別記様式第14号）を提出してください。



⑨ 助成金の交付

**注意** ■偽りその他不正の手段等により交付決定を受けた時は、交付決定を取り消す場合があります。

■市では施工業者の斡旋は行っておりません。

※その他手続き等に関してご不明な点は下記までお問い合わせください。

☎ 問合せ  
館林市役所 建築課 住宅施設係  
0276-47-5156（直通）